

## 指定通院医療機関（基幹型）が満たすべき事項

事 項	運営・管理等	人員の配置
<b>適正な医療の提供</b>	<p>医療の質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種チーム会議の設置</li> <li>・研修等による医療従事者の質の向上</li> </ul> <p>適正な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護の提供（訪問看護センター等との連携含む）</li> <li>・精神デイケアの提供（他の医療機関との連携含む）</li> <li>・医療安全管理体制の確保</li> <li>・病状悪化時における適切な入院医療体制の確保（連携含む）</li> </ul> <p>通院処遇の改善に向けた取組みへの参画</p>	<p>常勤の精神保健指定医</p> <p>臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士等（非常勤職員可）の配置</p> <p>看護職員 3：1（病状悪化時の入院医療体制（3：1程度）を連携体制で確保する場合を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の地域事情により、この基準外のものを指定することも可能とすることで検討</li> </ul>
<b>情報管理等</b>	<p>診療等記録の適切な記録と保存管理</p> <p>医療情報の共有体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院医療機関相互の連携体制の確保（複数の医療機関で行う場合）</li> </ul>	
<b>地域連携体制 （危機管理体制）</b>	<p>保護観察所等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア会議への参画（処遇の実施計画の協議等）</li> <li>・関係機関との連携体制</li> <li>・緊急時の対応方針の整備</li> </ul>	

このうちの一部分が、当初の指定基準に、その他が遵守事項となる予定。

## ( 5 ) 通院医療費の仕組み

### 指定通院医療機関

#### 1 基本的な枠組み

指定通院医療機関の収入は、全額国庫負担の経常的な診療収入によるものとする。

#### 2 経常的な診療収入

通院決定に係る精神障害の特性から見て密接不可分なもの（別添1参照）以外については、医療保険等の給付対象となる。

基本的には、法律第83条第1項に基づき健康保険の例によるものとするが、社会復帰調整官、他の保健・福祉関係者とのケア会議を行いつつ、総合的な治療計画を策定して、継続的な在宅の医学的管理が必要なことに着目して、一定の管理料の必要性について検討中。

# 新法による通院医療の給付対象の範囲

<h2>入院処遇からの移行</h2> <p>入院から通院へ移行する者は、通院時の検査は行わず、入院医療機関からの情報提供で対応</p>	<b>精神疾患(主病)に係る療養(医療保険の診療報酬に定める主要サービス) 当該通院医療機関に限る</b>	
	初・再診料、外来診療料等 ・在宅時医学管理料	<b>精神科専門療法(通院)</b> ・通院精神療法(個別・集団) ・精神科作業療法 ・標準型精神分析療法 ・心身医学療法 ・精神科訪問看護・指導料 ・その他
<h2>直接通院処遇</h2> <p>直接通院処遇となる者は、初回のみ入院時の検査と同等の検査を実施</p>	<b>精神疾患(主病)に係る合併症・行動傷害等に係る療養 当該通院医療機関に限る</b>	
	<b>合併症・副作用(因果関係が明らかなもの)</b> ・便通異常(便秘) ・続発性バ・キンソン症候群 ・不整脈 ・イレウス ・脱水症 ・電解質異常	<b>行動の障害(因果関係が明らかなもの)</b> ・胃炎(薬剤性胃炎) ・胃・十二指腸潰瘍(薬剤性胃・十二指腸潰瘍) ・肝機能障害(薬剤性肝炎・肝機能障害) ・貧血(薬剤性貧血及びその他の血球減少症) ・打撲・骨折等の外傷 ・創傷部感染 ・ビタミン異常 ・悪性症候群 ・神経因性膀胱 ・甲状腺機能障害 ・その他、因果関係が明らかなもの

処遇開始

**副作用等の管理に必要な検査として定期的実施が想定されるもの**

1. 血液検査 血液形態・機能検査 A. 末梢血液一般検査 血清生化学検査 A. 肝機能 B. 腎機能 C. 電解質 D. 栄養状態(脂質・蛋白質等) E. 貧血(Fe) F. 糖 G. 甲状腺機能 炎症反応 検体検査判断料	} 8~9項目程度          } 3~5項目	2. 尿検査 尿中一般物質定性半定量検査 3. 心電図(6誘導・判断料を含む) 4. 画像診断 胸部単純X線写真 基本X線診断料
--	--	---

処遇終了

上記以外は、医療保険等で給付